

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月1日に、同事業所における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を600円、申立期間②の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
手帳記号番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月1日から同年4月1日まで  
                  ② 昭和23年8月1日から同年11月1日まで

私の父は、A社において入社から退職まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録がないことを知った。私の叔父二人も同社で勤務していたが、年金記録が途切れたことはないと言っており、父の記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

(注) 本件の申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された従業員カード、申立代理人から提出された厚生年金保険加入証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人がA社C支店から同社B支店へ異動した日は、当該従業員カードにより、昭和23年2月5日であると確認できるところ、申立人が同社D支店から同社C支店へ29年2月15日に異動した際の厚生年金保険被保険者記録は、同年3月1日に資格を喪失及び取得している状況からす

ると、同社C支店における取扱いについても月の途中の異動の場合には翌月1日付けで資格の取得及び喪失の届出を行っていたと推認される。したがって、同社B支店における資格取得日は、23年3月1日とすることが妥当である。

申立期間②について、A社から提出された従業員カード、申立代理人から提出された厚生年金保険加入証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

なお、申立人がA社B支店から同社D支店へ異動した日は、当該従業員カードにより、昭和23年10月1日であることが確認できる一方、同社D支店は、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社同支店で申立人と同日で被保険者資格を取得している同僚6人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、うち4人が異動前の支店において、新規適用年月日と同一日である同年11月1日付けで資格を喪失している状況が確認できることから、申立人についても同社D支店が同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間については、同社B支店において給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと推認でき、申立人の同社B支店における資格喪失日についても、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年4月の記録から600円とし、申立期間②の標準報酬月額については、当該事業所に係る同年8月の記録から3,300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成4年4月1日、資格喪失日が同年7月21日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を4年4月1日、資格喪失日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を4年4月は14万2,000円、同年5月及び同年6月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年7月21日まで

私は、平成4年4月1日から同年7月21日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたので、時効により年金給付に反映されない当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成4年4月1日、資格喪失日が同年7月21日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及び事業主から提出された所属別支給控除一覧表の記録から、申立人がA社に平成4年4月1日から同年7月20日まで継続して勤務し、申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の所属別支給控除一覧表で確認できる源泉控除された厚生年金保険料額から、平成4年4月は14万2,000円、同年5月及び同年6月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年4月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福井国民年金 事案 282

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 9 月まで

私は、昭和 60 年 3 月にそれまで勤務していた会社を退職し、その後すぐに実家が経営する A 社に勤務した。この頃、亡くなった父親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、保険料は、父親又は会社名義の口座から家族の保険料と一緒に振替納付してくれていたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に勤務先を退職後、その父親が申立人の国民年金加入手続きを行い、保険料についても、父親又は会社名義の口座から母親及び兄の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の保険料を一緒に納付していたとするその母親及び兄に係る国民年金のオンライン記録を見ると、母親については、昭和 57 年 11 月から 61 年 4 月までは未加入期間、同年 10 月から 63 年 3 月までは未納期間、同年 4 月から平成元年 3 月までは過年度納付された期間となっており、兄についても、昭和 57 年 12 月から 62 年 6 月までが未納期間、同年 7 月から平成元年 3 月までは過年度納付された期間となっていることが確認できるなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 5 月 31 日に払い出され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 3 月 26 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、市町村の国民年金被保険者名簿において、申立期間直前の同年 3 月分は納付済みとなっているものの、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録とも一致している上、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に

直接関与しておらず、その父親は既に死亡していることから、保険料の納付方法等に関して具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人又は申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年6月までの期間及び50年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年4月から50年6月まで  
② 昭和50年9月から51年3月まで

私は、昭和51年頃、A市役所の国民年金窓口で、未納となっている前年度以前の国民年金保険料について、2年前までの分は納付することが可能であるとの説明を受け、後日、同窓口で現金を持参して納付した。納付時期や納付期間は覚えていないが、2万円程を納付した記憶があり、申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年頃、前年度以前の国民年金保険料として2万円程度をA市役所の国民年金窓口で納付したとして申立てている。

しかしながら、申立期間当時、市町村においては、国庫金である前年度以前の過年度保険料の収納を行うことはできず、国庫金納付書により金融機関等で納付することとなるが、申立人から当該納付方法に関する供述は無い上、A市は、当時、市役所の国民年金窓口当該納付書を配備していなかった旨を回答しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、



婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から平成元年 3 月 29 日まで  
昭和 50 年 6 月 1 日から平成元年 3 月 29 日までの間、A社に勤務し厚生年金保険に加入していた。年金記録の標準報酬月額を確認したところ、実際に支給されていた給料に見合う標準報酬月額と比較すると相当低い額が社会保険事務所（当時）に届出されていることが分かった。

私は、その当時の給料明細書を保管していないが、当該事業所と同業種であるB社に私と同じ技能資格（職業訓練法の規定によるC（資格名））を有した者が働いているので、その者の標準報酬月額を参考として、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、給与支給額に関する具体的な記憶は無いが、当時の報酬月額は、年金記録上の標準報酬月額よりも、かなり高額であったと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人が申立期間当時勤務していたA社は、平成元年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人が勤務していた当時の同僚に対して照会を行ったが、当該期間において申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額以上の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、別事業所において同じ技能資格を有していたとする者の名前を挙げ、その者と同程度の給与水準であったと思うので、その者の標準報酬月額を参考として記録を訂正してほしいと主張しているが、上記のとおり、A社の事業主は既に死亡していることから、申立期間当時、同じ技能資格を有していることを理由として、事業主が申立人に対し前述の者と同程度の給与を支給し、その給与に見合った標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた事実を確認することができない。

さらに、申立期間当時、事業主は、毎年5月から7月に支払われた報酬月額を健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届に記載した上、原則として賃金台帳等とともに社会保険事務所に届け出ていることを踏まえると、当該届書を調査の上、受理している社会保険事務所が申立人の報酬月額を長期間（約14年間）にわたり、その事実を確認できなかったとは考え難い。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の現金給付記録欄を見ると、8回にわたって傷病手当金が支給決定されていることが確認でき、傷病手当金の支給決定額は、同被保険者原票に記載されている標準報酬月額を基に計算された金額に一致していることが確認できる上、当該標準報酬月額については、遡って訂正が行われた形跡は見られず、オンライン記録とも一致しているなど記載内容に不自然な点はない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。